市川市文化会館、行徳公会堂、芳澤ガーデンギャラリー、木内ギャラリー(公益財団法人市川市文化振興財団)

1 1団体選定の事由(手続条例第12条第1項に規定する事由)

「公の施設の指定管理者制度の導入について(指針)」、第2章 公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針、

- 第2 指定管理者制度の運用についての考え方、2 手続条例第12条第1項に規定する事由 より
 - (1) 指定管理者を指定しようとする公の施設の管理について地域の活力を積極的に活用する必要があること。
 - (2) 指定施設の業務の内容に特殊性があること。
 - (5) 団体の設立の経緯、団体が指定施設の管理を行うこととなった経緯、指定施設の管理の実態等を考慮し、当該団体を当該 指定施設の指定管理者とすることが特に適当であると認められ、かつ、当該団体が当該指定施設の管理を良好に行ってい ること又は行うことができると認められること。

公益財団法人市川市文化振興財団は、昭和60年に市川市文化会館が開館する際、その管理運営を主目的として本市が全額出資により設立した財団法人市川市文化会館を前身としている。

その後、平成12年度に財団の寄附行為(定款に相当)を改定し、市民会館の管理業務も受託することとした。更に、平成14年度には財団の設立目的に「市川市市民会館の管理運営その他歴史的又は芸術的文化資産の管理業務」を加え、市川市文化振興財団となり、以降市川市の文化振興の中心的な役割を担ってきた。

団体が指定施設の 管理を行うこととなっ た経緯

平成16年度には行徳公会堂及び芳澤ガーデンギャラリーと木内ギャラリーの開設に伴い、それぞれ公募により指定管理者となった。公募となった理由は、指定管理者制度の導入初期に当たり、「一団体選定」の定義が明確にされていなかったことによるものである。

その後、本市の指針の中などにおいて同定義も明確化がなされたことから、財団設立の経緯や意義、文化会館開館以来の経験に基づく様々なノウハウや人脈、指定管理者としての実績などにより、平成18年度以降は指定対象施設のすべてにおいて一団体選定による指定管理者となり、現在に至っている。

※八幡市民会館については平成29年3月の建替え工事後の施設再開以来、市直営施設としている。

《事由(1)(地域の活力を積極的に活用する)の必要性について》

市川市文化会館、行徳公会堂、芳澤ガーデンギャラリー、木内ギャラリー(以下、文化会館等)は、その設置目的に「芸術文化の振興を図る」ことを共通して掲げている。市川市の文化振興の目標や基本方針を定めた『市川市文化振興ビジョン』では「個性ある地域づくりを進める観点から、従来にも増して地域を重視した文化振興の取り組みを進めて行く必要がある」こと、文化振興に係る人材の育成・確保として「市民の人材等を活用して地域における相互支援体制の確立を図る」ことや「市民ボランティアの育成及び確保」を明記している。このことからも、文化会館等の管理運営においてはその設置目的を果たすためにも、地域に根付く文化や市川市ゆかりの文化人に焦点をあてた事業の実施、地域の文化活動団体等との繋がりがあるといった、地域に根差した活動ができる団体による運営であることが求められる。

《事由(2)(業務の内容に特殊性があること)の根拠について》

文化会館等の施設は施設規模も大きく、特にホールでは照明、音響、舞台機構だけをみても数十種類の機材があり、それらの機材の操作や管理においては専門知識を持った施設職員の存在が必須となり、他の市内公共施設である公民館や集会施設とは異なった特殊性を持った建物となっている。

また、ホールやギャラリーで行われる催し物や展覧会は、利用者ごとに使用希望設備や運用形態が大きく異なり、施設管理者としてそうした利用者の要望を正確に聞き取り、円滑な運営のため、きめ細やかな対応を取ることが求められる。

一団体選定事由

施設の安定的な収益確保の面からみても、繰り返し利用したい施設として選ばれること(いわゆるリピーターの確保)は重要であり、施設管理者の対応によるところが大きい要素である。

以上のことから、建物の有する設備・機器の運用保守といったハード面、利用者の公演内容等に応じた要望に対応するソフト 面、ともに特殊性の強い業務内容となっている。

《事由(5)(団体のこれまでの経緯及びこれまでの管理実態)について》

市川市文化振興財団は、文化会館の管理運営を主目的として設立された「財団法人市川市文化会館」を前身とした財団であり、その定款においては「市民の文化芸術の普及及び向上のための文化芸術事業を行うとともに、市民の文化芸術活動を支援し、もって地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与すること」を設立目的として掲げており、前述の『市川市文化振興ビジョン』においても市川市の文化振興に係るセンター組織として位置づけられている。開館当初から文化会館の管理運営を担ってきたことに加え、平成18年度以降は文化会館等4施設の指定管理者として安定的な施設運営に努めてきており、利用者アンケートにおいても高評価を得ていることからも、良好な管理運営を行っているといえる。

以上のことから総合的に判断し、文化会館等の指定管理者は、市川市の文化施設の設置目的に合致した、文化振興のセンター組織である市川市文化振興財団を候補者として選定するものである。

指定施設の管理の 実態 指定管理者が行う管理業務は、使用の許可、利用料金の収受、音楽・演劇・舞踊その他芸術文化に関する催物の実施、その他施設等の維持管理(各文化施設(建物)の保守管理業務、環境維持管理業務、保安警備業務など)及びこれらに付随する事項について、市川市との間で締結する基本協定、年度協定及び協議書に基づく管理業務を行っている。

指定管理者が行う管理運営業務のチェック体制としては、利用者アンケートの結果把握、モニタリング評価委員会による評価が行われている。そのほか、法人としては公認会計士による財務諸表のチェックを受けている。

また、公益財団法人であることにより公益認定の所管庁である千葉県による公益認定に係る決算審査や立ち入り検査を受けており、本市の出資団体であることにより市議会へ決算及び事業計画の報告議案提出するほか、監査委員事務局による財政援助団体 監査を定期的に受けている。

2 特定の団体が指定管理者の候補者として相応しいかの評価

の経緯

文化振興財団は、昭和60年11月3日に開館した市川市文化会館の管理・運営を行なうことを目的とした財団として昭和60年3 当該団体の設立 | 月7日に設立され、その後、平成14年に寄附行為を改め、平成15年に策定した文化振興ビジョンで本市の文化振興の推進にあたっ てのセンター組織として位置づけられた。平成23年に公益財団法人認定を受け、現在は「公益財団法人市川市文化振興財団」となっ ている。

当該団体が実施 する事業と指定 施設との関係

市川市文化振興財団は『市川市文化振興ビジョン』において市川市の文化振興に係るセンター組織として位置づけられている団体であり、若手 芸術家の発掘・育成にかかる事業から、市川市にゆかりの文化人を取り上げた事業、文化芸術分野における市民ボランティアの育成事業など、幅 広い文化事業を実施している。指定施設も『市川市文化振興ビジョン』において市全体の文化施設の拠点として位置づけられており、各種文化施 設の自主事業の推進を掲げていることからも、指定施設の管理業務においては多様な文化事業の実施を定めているところである。

利用者ニーズ、 市民ニーズを取 り入れる体制

文化振興財団は施設使用者、施設来場者を対象にそれぞれ満足度やニーズを把握するためのアンケートを実施し改善に努めている。 「接遇に関するアンケート」、「施設の状況に関するアンケート」、「事業に関するアンケート」ともに「良い」が8割以上と高い評価 を得ている。

- ・接遇に関するアンケート結果(令和4年度):良い87.2% 普通 12% 悪い 0.7%
- ・施設の状況に関するアンケート結果(令和4年度):良い82.7% 普通 15.8% 悪い 1.5%
- ・事業に関するアンケート結果(令和4年度):良い85.6% 普通 4.4% 悪い 0.6% 回答無 9.4%

働の推進体制

文化振興財団は地域の活力を積極的に活用する事業を実施している。以下はそれら事業の一例。

「中山文化村事業」(地域の方々と中山地区の活性化に努める事業) 地域住民との協 | 2. 市ゆかりの芸術家支援事業 : ゆかりの作家展(市内在住アーティストの作品展示)、アーティストバンク(市内在住アーティストの 紹介と活動機会の提供)

> 3. 市民ボランティア事業 : 「市民文化サポーター事業」(サポーター養成講座を通じ、財団と協働で文化事業を行う事業)、「市川 よみっこ運動」(作家・井上ひさし氏の提唱により始まった事業)

その他

市川市文化振興財団は、文化会館の管理運営のために設立された財団をその前身としており、『市川市文化振興ビジョン』において は市川市の文化振興に係るセンター組織として位置づけられた、唯一の団体である。

文化振興財団ではこれまでに市内在住のアーティストの発掘や育成、活動の場の提供、市にゆかりの文化人の顕彰、市民ボランティ アや文化団体との協働事業など、「地域」を重視した市川市の文化振興の理念に沿った事業を数多く実施してきた。

このように地域に根差した事業実績に加え、特に文化会館では著名アーティストのコンサートや楽団の公演等が数多く行われてき た。県内最大級のホール規模であること、多彩な催事に対応できる設備を有している事もあるが、それらの設備を適切に管理、操作、 運営し、利用者の要望に細やかに対応できる専門職員を財団が擁していることも大きな要因であると言える。こうした職員の対応が大 型公演の継続的、定期的な開催に繋がっており、市川市が京葉地区でも主要な文化施設を有しているというブランドイメージの向上に も繋がっているものと思われる。